



消費生活 サポーター通信

令和4年度第4号

今月のテーマ

テレビショッピング の利用に注意！

事例

返品できるなら試しに
買ってみようかしら。



・テレビショッピングで「**返品可能**」と紹介
されていた冷風機を注文した。

・いざ使用してみると、思っていたより冷
風にならないため、**返品**することにした。

・業者に電話すると、「**通電した電気製
品の返品は受けられない**」と言われた。

返品しよう…



返品はできません。

アドバイス



返品条件をしっかりと確認！

・「**返品可能**」と紹介されていても**実際は「未開封」「未通
電」に限るなどの細かい条件がついている**ことがあります。

・放送時間が限られ、表示される文字も小さいことから細かい
条件を見逃してしまう恐れがあります。

・**注文する前**に、オペレーターに**返品条件などをよく確
認**しましょう。



重要!

通信販売には、クーリング・オフ制度はありません

テレビショッピングを含めて通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。
返品できるかなど**業者の決めた条件に従うこととなります**。注意しましょう！



◆ご相談は…

消費者ホットライン 局番なし

いやや
188



(お近くの消費生活センターにつながります)

令和4年7月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む



または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」をID検索する

青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
テルミちゃん
☎(TEL. 017)